

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 28(オ)1158	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 30 年 10 月 28 日	原審裁判年月日	昭和 28 年 10 月 13 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 9 卷 11 号 1748 頁		

判示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 会社の目的の範囲内の行為と認めるべき一事例</li> <li>二 土地賃貸借契約における保証人の義務の範囲</li> </ul>
裁判要旨	<p>一 定款所定の目的が「一、一般木工品の製造、二、船舶用器具の製造、三、埋木の発掘並に加工、四、和用家具類の製造並に販売、五、生糸の製造並に加工販売、六、統制外物資の斡旋、七、関係事業に対する投資、八、前各号に附帯する一切の事業」である株式会社が、他人の借地契約上の債務について連帯保証契約をすることは、特段の反証のない限り、会社の目的遂行に必要な事項であつて、会社の目的の範囲内に属する行為と認めるべきである。</p> <p>二 土地賃借人のため保証契約をなした者は、当時の賃料が 1 ヶ月二五〇円であつても、賃貸借終了後の該土地の一ヶ月の賃料相当の損害金が三、〇〇〇であるときは、その額について支払義務を免れるものではない。</p>

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人小林武夫の上告理由第一点乃至第三点について。</p> <p>会社は、定款に因つて定まる目的の範囲内において権利を有し、義務を負うものであるが、その目的の範囲内というは、定款に目的として掲記された個々の事項の範囲内に限定すべきものでなく、この目的を達成するに必要なる行為は、すべて、この範囲内に属するものと解すべきである。そして定款に、所論の事項を目的として掲記する上告会社が、原判決認定のごとく株式会社D商店のために、同商店の被上告人等先代に対する借地契約上の債務について、連帯保証契約をすることは、特段の反証の見るべきものがない本件においては、上告会社の目的遂行に必要な事項と解すべきであるから、右連帯保証契約をもつて、上告会社の目的の範囲内に属する行為と判示した原判決は正当である。論旨はいずれも理由がない。</p> <p>同第四点について。</p> <p>原判決の引用する第一審判決によれば、上告会社は、被上告人等先代亡Eとの間に締結した連帯保証契約に基き、株式会社D商店の右Eに対する昭和二五年七月十一日以後本件土地明渡済に至るまで一ヶ月金三千円の割合による約定賃料相当の損害金の支払を命じたものであつて、その間の約定賃料そのものの支払を命じたものではなく、かつ右損害金の額が不相当であることは、上告人の主張、立証しないところであるから右損害金の支払を以て本件保証契約の範囲を逸脱するものとする論旨はとることができない。</p>

よつて、民訴三九六条、三九四条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 栗山茂 裁判官 小谷勝重 裁判官 藤田八郎 裁判官 谷村唯一郎 裁判官 池田克)

---

※参考：判例タイムズ 53 号 45 頁、ジュリスト 96 号 63 頁